

はい!

消費生活相談窓口です

電力小売自由化

本年4月1日よりスタート

*何もしない場合は、今の電力会社のままです。

あわてて契約する必要はありません



新たな契約をする時は、
しっかりと検討しましょう。

登録された小売電気事業者ですか？

経済産業省の登録が必要です。

経済産業省 小売電気事業者一覧

電力自由化専用ダイヤル 0570-028-555
(平日9:00~18:00)



「安くなる」と勧誘された時、自宅の使用量との比較になっていますか？

「料金が必ず安くなる」という勧誘には注意が必要です。

契約期間や中途解約の場合、割引の条件は確認しましたか？

電気だけでなく他のものとセットが条件の場合もあります。
他のものが本当に必要か、など契約内容の確認が必要です。

⚠️ 便乗商法にも注意

電力の小売自由化を口実に、太陽光システムや蓄電池などの勧誘も行われています。

本当に必要かしっかり検討が必要です。

*訪問販売・電話勧誘販売で契約した場合、法定書面を受け取った日から8日以内であれば、クーリング・オフができます。

第4火曜日は相談と出前講座の日です。
お気軽に消費生活相談窓口をご利用ください。

大山町役場住民生活課 0859-54-5210 (平日)
鳥取県消費生活センター 0859-34-2648 (平日・土日)
八橋警察署 0858-49-0110



全戸配布の消費生活のパムフレット

知って防ぐトラブル
よく読んでください!

里山のめぐみ ②

みなさん、こんにちは。日野振興センターです。今回は、森林の手入れについてお話ししたいと思います。

人が植えた森林を「人工林」と呼びますが、この人工林が作られた大きな目的は、木を植えて育て、育った木を切って売ることによって収入を得ることと、更には、災害を防ぎ、人々の生活を守ることです。

この、先人が汗を流して植林された大切な森林を守り、育てるために、私たちに何ができるでしょうか。

草や木が生長する夏に向かうこの時期に、下刈りをして、苗木の生長を助けてやりましょう。



「下刈り」とは植林された苗木に日光を当てて、しっかり生長させるために、苗木の周りの植物を取り除くことを言います。苗木が周りの草よりも大きくなるまで、植林してから5~10年間くらい、夏までに行います。

◆お問い合わせ先
鳥取県西部総合事務所
日野振興センター
農林業振興課 普及担当
☎0859-72-2018